

第2章 災害予防・減災対策

第1節 防災対策の推進

第1 防災生活圏

本計画においては、市民の生活においてあるまとまりをもつ範囲として、地域まちづくり協議会を単位とした「防災生活圏」を設定する。

この防災生活圏は、自主防災活動、災害発生時の初期消火活動、被害情報の収集などの基礎的な単位となるものであり、この目的に即して、各種の整備や取り組みを進める。

なお、防災生活圏を補完する考え方として、「市全域」及び「地区防災生活圏」をも合わせて設定する。

防災生活圏に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第1節第1」を参照。

第2 防災思想・防災知識の普及

1 防災思想の普及

風水害等の災害時においては、本市等の防災機関が防災対策を推進するのは当然のことながら、市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という自覚の下に、災害に対処するための活動を行い、地域での助け合いを進めることが被害の軽減のためには不可欠である。

そのため、防災思想(防災に対する考え方)の普及に当たっては、防災訓練、学校教育、広報等を通じて、普及を図るとともに、特に、要配慮者に十分配慮するものとするほか、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

防災思想・防災知識の普及に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第1節第2」を参照。

第3 防災人材の活用

自主防災組織リーダーとの連携やみえ防災コーディネーターの活用等により、地域で実施される防災訓練や研修会、タウンウォッチング等を通じ、防災活動を先導する防災人材を育成・活用するための研修や啓発を行う。

防災人材の活用に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第1節第4」を参照。

第4 自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化

1 自主防災組織

自主防災組織とは、市民の日常生活上、一体性を有し、市民相互の連帯感が醸成される地域での要となる防災組織であり、各自治会または地域まちづくり協議会単位で組織されることが望ましい。

市は、自主防災組織に対して、本計画による組織化の推進、防災活動実施のための教育等に取り組むとともに、自主防災組織ごとに活動用の資機材の備蓄を進める。

自主防災組織に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第5-1」を参照。

2 消防団

1 消防団の育成及び活性化の推進

消防団員が災害時に適切な活動に取り組めるよう平常時から支援するとともに、組織の活性化に向けた支援を行う。

2 消防団活動の活性化

地域住民の消防団への入団・協力を促進するため、消防団活動の啓発や団員募集の働きかけなどを継続的に実施するとともに、消防本部との連携や防災訓練、地域行事等への参加を通じて消防団活動の活性化を図る。

第5 ボランティア活動の促進

災害時において、災害救援ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう支援していくための環境整備を行う。

また、市・ボランティア関係機関、災害救援ボランティア等はボランティア活動が持つ独自の領域と役割を認識し、それらの活動が災害時に活かされるよう相互の協力体制を構築する。

ボランティア活動の促進に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第6」を参照。

第6 企業・事業所の防災対策の促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止めるとともに、大規模災害時においても市内の経済活動が停滞することのないよう、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)の作成や点検を促進する。

企業・事業所の防災対策の促進に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第7」を参照。

第7 児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進

1 学校等における防災知識の普及

防災教育は、様々な危険から児童・生徒の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものである。

各学校においては、防災教育のねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、総合的な時間等を活用し、発達段階に応じて横断的に防災教育を進めるものとする。

特に、三重県内においては、過去に伊勢湾台風の襲来による大規模災害が発生していることに留意する必要がある。

学校等における防災知識の普及に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第8-1」を参照。

2 小中学校・幼稚園の防災対策の推進

各学校等においては、平素から災害に備えた防災体制を整備し、教職員等の任務の分担及び相互の連携等を明確に定めるとともに、各学校等の立地条件に応じた避難計画等の防災計画を策定、見直しを図り、計画に沿った訓練を実施する。

小中学校・幼稚園の防災対策の推進に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第8-2」を参照。

第8 避難対策等の推進

大規模な災害の発生により、家屋の流失、土砂災害の発生など二次災害の恐れのある被災区域内の住民を、速やかに安全な場所に避難させることが重要である。

そのため、一時(緊急)避難場所、広域避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路の選定と整備を行うとともに、避難に関する防災マップ・洪水ハザードマップ等の諸計画を広く市民に周知して、安全の確保に努める。

1 一時避難場所、広域避難場所等及び避難道路

本市においては、一時避難場所、広域避難場所、指定避難所、福祉避難所及び避難道路を位置付ける。

避難場所、避難所及び避難道路に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第9-1」を参照。

2 一時避難場所選定における留意事項

一時避難場所とは、指定避難所へ避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所とし、集合した市民の安全がある程度確保されるスペースを持ち、ボランティア等の活動拠点となる公園、緑地、団地の広場等を選定整備する。

一時避難場所選定における留意事項に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第9-2」を参照。

3 広域避難場所

大規模災害の場合、延焼火災の可能性が高くなると推定される市街地部及び住宅団地等では、市民の生命、身体の安全を確保するため次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。

広域避難場所に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第9-3」を参照。

4 避難所の選定における留意事項

避難所は、大規模災害が発生し、多くの市民が住宅を失う事態を想定して整備するもので、市民が生活を再建することのできるまでの期間、一時的な居住施設の役割を果たすものであることから、指定に際しては、市民にとって身近な施設にするとともに、二次災害などの恐れがないよう選定・整備を図るものとする。

避難所の選定における留意事項に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第9-4」を参照。

5 避難道路の選定

避難道路の選定にあたっては、一時避難場所から避難所に至る経路上の安全性を重視するとともに、市街地の実情や要配慮者の避難行動を考慮するものとする。

- 1 避難道路の経路上に倒壊危険家屋や延焼危険のある建物及び危険物貯蔵等の施設がないこと。
- 2 地盤が良好であり、土砂崩れや道路崩壊、浸水等の危険性がないこと。
- 3 避難行動要支援者の避難に際し、車椅子や担架等での避難に支障がないこと。
- 4 建物が密集する狭い道路や幹線道路等における交通危険がないこと。

6 避難誘導體制の整備

被災住民や要配慮者を、適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者、特に避難行動要支援者に関わる避難誘導及び避難行動支援体制の整備に努める。

また、地域の支援者である自治会連合会支部(地区コミュニティまちづくり協議会)を窓口として、自主防災組織(自治会)等を中心とする地域で避難行動要支援者名簿の活用や防災マップづくりを行い、地域で避難行動要支援者をサポートする体制(共助)づくりを行うとともに、市は、その体制づくりや手法等について、地域支援を実施する。

避難誘導體制の整備に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第9-6」を参照。

7 避難に関する広報

市民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時より一時避難場所、広域避難場所、指定避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌等を活用してその周知を図るとともに、災害等発生時においては、同報無線、広報車、市ホームページ、メール配信及びケーブルテレビ文字情報等を通じて情報の発信を行う。

なお、大規模災害発生時における避難に関する緊急広報の内容は以下のとおりとする。

- 1 避難に関する情報
- 2 開設された避難所の名称及び所在地
- 3 避難の地区分け
- 4 避難経路(*避難経路上の被災の有無を含む。)
- 5 避難時に行うべき対応(*電気・ガス・施錠等の処置)

8 避難情報の基準

基本法に定める避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、市民等に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」に対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備(要配慮者等避難)情報」を活用するため、伝達体制の整備を図るものとする。

避難準備情報・避難勧告・避難指示(緊急)の基準に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第1節第9-9」を参照。

第9 災害対策本部機能の整備及び確保

災害対策活動を円滑に実施するため、災害対策本部の施設及び通信設備等の充実が不可欠であり、特に、大規模な風水害等の災害に対処するためには、災害対策本部の設置される市庁舎等に、災害時の活動を支える資機材の整備や物資の備蓄を行う。

災害対策本部機能の整備及び確保に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第10」を参照。

第10 災害情報の収集・伝達体制の整備

大規模な災害が発生した後は、大量の被災者が発生するだけでなく、社会的な不安を募らせるケースが多いことから、被災者に対し的確な情報を伝達できる体制を整備する。

災害情報の収集・伝達体制の整備に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第11」を参照。

第11 災害時医療対策

発災直後の医療救護活動の担い手となる鈴鹿保健所及び一般社団法人亀山医師会、一般社団法人亀山歯科医師会、一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会との連携を強化し、災害時医療マニュアルの作成やマニュアルによる訓練の実施を推進する。

この中には、トリアージ(傷病者の選別)技術の研修なども含め、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の構築を図る。

災害時医療対策に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第12」を参照。

第12 応援・受援体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な体制の整備を図るとともに、当該、応援協定に基づいて相互応援体制に係る訓練の実施・協力を努める。

なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

応援・受援体制の整備に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第13」を参照。

第13 防災訓練の実施

大規模な災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災関係機関の実施する災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりの地震災害に関する認識や災害時の行動が重要となってくる。

そのため、防災関係機関や要配慮者を含めた住民、自主防災組織、企業、ボランティア団体等と連携して、大規模災害を想定した有機的な訓練を年1回以上実施することを基本とし、防災体制の強化を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、災害弱者等の視点に十分配慮するよう努める。

防災訓練の実施に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第14」を参照。

第14 公的備蓄と流通備蓄

災害により、非常持ち出しができなかった避難者や市外からの旅行者に対し、救援物資の供給が必要となる事態を想定し、飲料水、食糧をはじめ日常生活用品の公的備蓄を行う。備蓄の長期間保存が困難な品目又は備蓄量を超える要求に対し、流通備蓄を確保すべく、平素より災害協定締結事業者等との連絡調整に努めるとともに、発災直後の物資確保の困難性及び道路障害による輸送の困難性を考慮し、一定数量を分散備蓄するものとする。

公的備蓄と流通備蓄に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第15」を参照。

第15 救援・救助活動を円滑に行うための施策

災害発生後の救援・救助活動を実施するに当たって、予備的な施策を行う必要のあるものについて、ここに整理する。

救援・救助活動を円滑に行うための施策に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第16」を参照。

第16 復興活動の円滑化のための対策

復興活動の円滑化のための対策に関する詳細は「地震災害対策編第2章第1節第17」を参照。

第2節 減災対策

第1 防災都市づくり

大規模災害に対処するためには、発災時に適切な対応を行うための予防的な対策を充実すると同時に、災害による被害の発生が少ない都市づくりを進めることが大きな課題である。

しかし、本市においては、市街地に段丘崖等の崩壊の危険性がある箇所が存在するほか、社会・経済的な変化が著しく、宅地開発による市街化の進行など、災害時に被害を増大させる社会的要因が増加している。こうした都市自体の変化に対応するため、都市自体の防災化を図る。また、各種のまちづくりの施策や防災施設の整備に当たっての基本的な考え方となるまちづくり協議会を単位とした「防災生活圏」を設定し、これによるまちづくりの方向を検討する。

防災都市づくりに関する詳細は、「地震災害対策編第2章第2節第1」を参照。

第2 公共施設の安全確保・整備

災害により、道路、橋梁等が被災すると、市民の避難、消防活動、救助・救急活動、物資の輸送活動等に大きな支障をもたらす。

そのため、災害時に被災した道路、橋梁の応急復旧活動のための資機材の備蓄や、被災状況の早期把握のための調査体制の構築にも取り組む。

公共施設の安全確保・整備に関する詳細は「地震災害対策編第2章第2節第2」を参照。

第3 地盤災害予防

本市においては、宅地開発、工業団地等、丘陵地を造成した地域が各所に存在する。

これらの地域のうち、谷部を高盛土した箇所については、地震時の危険性が高いことが知られており、防災上必要な施設の整備等を指導する。

また、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、急傾斜地崩壊危険箇所・区域、土石流危険溪流等に指定されている地域に関しては、土砂災害警戒区域の指定(県指定)を行い、事前に必要な情報を住民に周知する等、防災上必要な対策を講じていく。

地盤災害予防に関する詳細は「地震災害対策編第2章第2節第4」を参照。

第4 危険物施設等の防災対策の推進

市内には、石油類大量保有事業所、毒物、劇物保有事業所、一般高圧ガス大量保有事業所、液化石油ガス大量保有事業所、ガス施設、放射性物質保有事業所等がある。

これらの施設が被災し、火災、爆発、損傷及び危険物の流出等が発生した場合には、周辺地

域に多大の被害を生じる恐れがあることから適切な指導を行い、市民への被害を発生させないよう、取り組みを進めていく。

危険物施設等の防災対策の推進に関する詳細は、「地震災害対策編第2章第2節第5」を参照。

第5 火災予防対策

市街地における住宅の密集、プロパンガス等危険物需要の拡大等により、大規模火災の発生を想定した、消防力の強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

火災予防対策に関する詳細は「地震災害対策編第2章第2節第6」を参照。

第6 要配慮者対策

要配慮者は、行動の障害やコミュニケーションの障害などによって避難行動が困難となり、被害にあふ確率が高くなるばかりでなく、避難所等においても十分な情報の伝達を行うことができないため、十分な精神的、物質的な支援が行われない状況におかれる可能性がある。

そのため、避難行動の支援と避難所等でのコミュニケーションを柱として要配慮者の安全対策に取り組む。

また、社会福祉施設等においては、建築物の耐震性を強化するとともに、施設が被災した場合には、入所者の処遇に困難をきたすことがあり、近隣市町等との相互応援協定の締結を図ると同時に、水防法及び土砂災害防止法改正に伴い、対象となる社会福祉施設等においては、避難確保計画の作成及び年1回以上の避難訓練の実施体制を推進する。

要配慮者対策に関する詳細は「地震災害対策編第2章第2節第7」を参照。

第7 市域保全事業

1 治山砂防

平成28年3月現在の本市における林野面積は、12,034haであり、その内訳は国有林353ha、私有林11,359ha、公有林322haである。

災害予防の上からも森林整備が必要であり、生産林での利用間伐、環境林での森林環境創造事業等及び保安林整備等を実施するとともに、治山事業の万全を期していくことにする。

また、近年、森林、原野を対象とした宅地造成、レジャー施設の建設等の無秩序な開発を防止するとともに災害防止施設等の措置を講ずるよう適切な指導を行うものとする。

2 治水事業

1 河川対策

本市を流れる河川は、1級河川が1水系30河川、2級河川が2水系4河川である。

1級河川(指定区間外)については、国直轄事業として、1級河川(指定区間)及び2級河川については三重県が、その他の河川については亀山市において逐次改修が進められつつあるが、近年の災害状況からみて、整備を必要とする箇所があるので、別に定める水防計画による危険箇所を重点的に事業の促進を図り、治水の万全を期するものとする

2 ため池対策

市域には、236箇所のため池が点在しており、そのほとんどが農業用ため池として築造又は利用されている。

そのうち、堤体、余水吐等が被災した場合に、人家に浸水被害等の恐れが予想されるため池や、過去の災害履歴から警戒が必要なため池について、監視及び巡視を行うとともに、水位の上昇が予見される時は、地権者及び水利組合等と早期に協議し、直ちに排水措置を実施する。

また、災害予防措置として万全を期するため、堤体、余水吐等の改修工事の推進を図る。

3 急傾斜地の指定等

本市の地形あるいは山間・丘陵地の開発利用から急傾斜地崩壊の被害が予想される地区があるので、これらについては、「土砂災害警戒区域」の指定を受け、警戒避難体制の確立を図るとともに、万一に備え防災工事の促進を図る。

なお、警戒体制に当たっては、災害情報の収集と伝達の円滑化を図るため、土砂災害情報相互通報システムを活用する。

4 かけ地近接等危険住宅移転事業

かけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に所在する住宅の移転を促進するため、これに必要な補助を行い住宅の災害防止と住民の生命の安全を確保する。

5 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流でも集中豪雨等によっていったん土石流が発生すると、両岸がけずられ堆積土砂を押し流して下流の人家集落に多量の土砂を堆積させる災害をもたらす例が多い。

土石流防止対策としては、危険渓流を把握し、土石流危険渓流の箇所表示及び避難体制の技術指導を講ずるものとする。

また、土砂災害のおそれのある区域においては、「土砂災害警戒区域」の指定を受け、警戒避難体制の確立を図るとともに万一に備え、防災工事の促進を図る。

なお、警戒体制に当たっては、災害情報の収集と伝達の円滑化を図るため、土砂災害情報相互通信システムを活用する。

6 地すべり対策

一般に地すべりは、特殊な地質状態の地域に発生する土地の一部が移動する現象で、山崩れと判別しがたいが、緩慢な滑動に始まって最後は山崩れと同じような崩壊をおこすものであり、主に地下水に起因するのが特徴である。

また地すべりは、その判定が難しいため、軽率に工事を進めると災害を誘発することになるので地形及び地質調査、地表移動調査並びに地下水調査等を慎重に行ったうえで適切な防災工事を進めるものとする。

当市の地すべり危険箇所は、山間部を中心に6箇所存在し、総面積は102.6haである。

7 被災宅地危険度判定

判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、行政機関(国、県、市)で相互に緊密な連携をとるとともに、災害時には的確な活動が行えるような体制整備に努める。

また、十分な人数の判定士を養成していくことについては、県と連携して建築又は土木技術者を対象とした判定士の養成を推進する。

8 排水対策

近年、高台にある市街地においても、雨水の浸水による被害が続出している現況にかんがみ、これらを解消するため、市街地の浸水解消を重点とした生活環境の整備を行うとともに、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

1 公共下水道事業

市街地における雨水排除を図るため、下水路等の新設又は改修や貯留施設により流域全体で浸水被害を減少させることで、予想される被害を未然に防止する。

2 関連調整事項

過去の浸水状況等を参考の上、慢性的な排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。

側溝、下水道、中小河川等は、一体となって排水するので、計画、事業時に当たり相互の調整を図るよう配慮する。

9 防災営農

1 農業

(1) 風水害対策

災害による農作物被害(病虫害を含む。)の減少を図るため、品種作付比率の適正化並びに災害に対応した栽培技術指針等防災営農技術の確立とその普及指導に当たるものとし地域農業改良普及センター、農業協同組合等の協力を得て指導体制の整備に努める。

また、防災営農技術の浸透、台風・晩霜等気象情報の周知徹底については、随時又は必要に応じて関係機関を通じ末端農家へ迅速な伝達を行い、必要な技術の指導を行う。

(2) 病虫害防除対策

病虫害発生に備えて農業協同組合、地域農業改良普及センター等と連絡を保ち、農薬(殺菌剤及び殺虫剤)及び防除器具の確保に努めるとともに、予防、防除方法について指導する。

2 畜産

災害発生に伴う家畜伝染病の発生及びまん延を防止するため、平常定期検査及び予防注射の励行に努めるとともに緊急予防対策のために必要な検査、注射、消毒等について県及び畜産関係団体の協力を得て最善の措置を講じる。

3 林業

災害防止のため、立地環境に適した樹種を選定し、植栽、間伐等の森林整備を進める。
また、林地開発をできるだけ規制し、治山計画による保安林等の保全に努める。